

「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則(案)」
に対する意見

2021年1月20日

経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智 政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見提出の機会をいただきありがとうございます。

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願いいたします。

・全般に関する意見

特定デジタルプラットフォームに関する透明性及び公正性を担保するための法律が成立して、法を施行するための政令等が示されたことについて、経産省をはじめ関係各位の多大なるご尽力に感謝申し上げるとともに、法の運用にあたっては法の主旨に則った適正で迅速な対応が促進されることを期待する。

・全般に関する意見

提供条件の変更その他の特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が不法行為・債務不履行・法令違反などに該当する場合に、法5条に基づく各種開示義務その他の本法の義務を果たしたとしても、民事上の免責・責任制限や適法化につながるものではないと認識している。

また、開示義務その他義務を果たすことは、他の法的・契約上の責任を免れるものではなく、他の法令の適法性には影響はないと認識しているが、合わせてこのような理解が正しいか確認を求める。

・第3条第2項

「合計額が著しく過小」とあるが、どのような基準で判断すべきか基本的な考え方を明確にすることを求める。

・第5条1項、2項

「当該提供条件が日本語で作成されていないものであるとき」については、1項の「当該提供条件の日本語の翻訳文を付さなければならない。」が基本であり、2項の「やむを得ず前項に定める日

本語の翻訳文を付す事ができない場合」は例外であると考える。

その場合に、「やむを得ず前項に定める日本語の翻訳文を付す事ができない場合」が乱用されることを懸念する。よって客観的で合理的な判断で適正に運用されるように、基本的な考え方を明確化することを求める。

・第7条2項

法第五条第三項又は第四項には、提供の拒絶等の商品等提供利用者にとっては、クリティカルな影響をあたえる事項が含まれている。特に中小事業者にとっては、日本語で翻訳した内容が遅滞なく提供されるという不確定な状況においては、事業存続を左右する内容を異議申し立てを含めて判断することは困難である。第5条と同様の規定(基本は日本語の翻訳文を付す。)に変更することを求める。

・第9条

返金の運用についても内容及び理由を開示することを求める。利用者への返金等に関しては、プラットフォーム提供者が商品等提供利用者であるアプリ提供事業者に無断で対応することが恒常的に発生しており、アプリ提供事業者が返金を求められた場合に、2重返金等が発生することで不正利用を助長するような状況となっている。そのためアプリ提供事業者が利用者に対して適正に対応できるように、当該事業者に関する返金の運用状況等も開示対象とすることを求める。

・第10条1項、2項

商品等提供利用者としては、第2号で定められている「十五日前」という期間は一方的に提供条件が変更されるという観点から短すぎると考える。変更内容が極めて軽微な場合などは例外とされていることを踏まえると、一定の時間・工数を要する対応を15日間で行うことを余儀なくされるおそれがあるものと考え、最低でも1か月前などにしていただきたい。

また、第1項の(商品等提供利用者が当該行為により生じる作業又は調整のために十五日より長い日数を要することが見込まれるものに限る。)という解釈手続きについて、特定デジタルプラットフォーム事業者が作業又は調整のために十五日より長い日数を要することを適正に見込んで実施しているかについて、法に則って適正に行政手続きを履行いただくように求める。